

札幌市告示第 1422 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人環境り・ふれんず 代表理事 石塚 祐江
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市リサイクルプラザ 西区宮の沢 1 条 1 丁目
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 施設の維持及び管理に関する業務
 - (2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げる業務に付随する業務